

制定 平成 3 年 6 月 28 日 地技第 156 号
改正 平成 11 年 4 月 22 日 自環第 92 号
改正 平成 12 年 12 月 28 日 自環第 302 号
改正 平成 13 年 3 月 30 日 国自環第 64 号国自審第 375 号
改正 平成 15 年 10 月 1 日 国自技第 146 号国自審第 892 号国自環第 128 号
改正 平成 18 年 6 月 27 日 国自環第 53 号
改正 平成 24 年 10 月 22 日 国自環第 142 号
改正 平成 28 年 12 月 12 日 国自環第 182 号
改正 平成 29 年 6 月 14 日 国自環第 10 号
改正 令和 4 年 10 月 7 日 国自基第 128 号
改正 令和 5 年 3 月 30 日 国自基第 248 号
改正 令和 6 年 9 月 20 日 国自基第 83 号
最終改正 令和 8 年 2 月 16 日 国自基第 187 号

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長（押印省略）

道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）〔平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号〕

今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について、下記のとおり定め、平成 3 年 11 月 1 日より施行することとしたので通達する。

なお、関係団体に対し、別添のとおり通知したので、申し添える。

また、本通達の制定に伴い、「道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令第 4 条の規定の施行について（依命通達）」（昭和 50 年 3 月 18 日付け自公第 28 号）及び「道路運送車両法施行規則第 36 条第 6 項の書面について（依命通達）」（昭和 57 年 5 月 31 日付け自公第 168 号）は、平成 3 年 10 月 31 日をもって廃止する。

記

1. 施行規則第 36 条第 5 項関係

「当該自動車は道路運送車両の保安基準第 30 条第 1 項の基準（同令第 58 条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づく基準の指定について（依命通達）」（平成 15 年 10 月 1 日付け国自技第 149 号、国自環第 131 号）1.（1）1）に係る自動車にあっては、保安基準第 30 条第 1 項の基準に係る試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面。ただし、騒音防止装置を共通構造部の範囲に含む場合にあつては、新規検査を申請する者等が、新規検査の際に提示する自動車の騒音防止装置がその共通構造部について指定された際の騒音防止装置から変更のない旨を記載した書面とすることができる。
- (2) 同通達 1.（1）2）に係る自動車にあっては、「製造過程自動車の型式認定に関する規程」（平成 26 年国土交通省告示第 120 号）に規定する製造過程自動車出荷検査終了証
- (3) 同通達 1.（1）3）に係る自動車にあっては、保安基準第 30 条第 1 項の基準に係る試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面。ただし、道路運送車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置又は同条第 7 項の規定によりその型式について指定を受けたものとみなす騒音防止装置を備える場合にあつては、新規検査を申請する者等が、新規検査の際に提示する自動車の騒音防止装置がその装置の指定を受けた騒音防止装置である旨を記載した書面とすることができ、それ以外の場合にあつては、新規検査を申請する者等が、新規検査の際に提示する自動車の騒音防止装置が新型届出された際の騒音防止装置から変更のない旨を記載した書面とすることができる。
- (4) 同通達 1.（1）4）に係る自動車にあっては、「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付け自審第 1255 号）に規定する輸入自動車特別取扱自動車届出済証
- (5) 同通達 1.（1）5）に係る自動車（二輪自動車に限る。）にあっては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）第 118 条第 1 項第 3 号イに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除き、近接排気騒音の値を確認できるものに限る。）。ただし、ロからへの書面にあつては、本邦に輸入する自動車に限る。
イ 保安基準第 30 条第 1 項の基準に係る試験を行うのに必要な組織及び能力を

- 有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面
- ロ 協定規則、欧州連合規則又は欧州連合指令に基づく認定証
 - ハ 車体において、協定規則に基づくマークが車両識別表示（車両データプレート）内か又はその近くに表示されていること及び協定規則に基づく近接排気騒音値が表示されていることを示す書面
 - ニ 欧州連合規則又は欧州連合指令に基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書（COC ペーパー）
 - ホ 保安基準適用年月日又は製作年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前の自動車にあつては、欧州連合規則に基づく WVTA ラベル・プレートが車体に表示されていることを示す書面
 - ヘ 細目告示第 118 条第 1 項第 3 号イの基準に適合していることを証する書面であつて、当該自動車を製作した者が証明した書面
- (6) 同通達 1. (1) 5) に係る自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示第 118 条第 1 項第 3 号ロに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除き、近接排気騒音の値を確認できるものに限る。）。この場合において、保安基準第 58 条の 3 の規定に基づく認定を受けた自動車については、ホの規定によるものとする。ただし、ロ及びハの書面にあつては、本邦に輸入する自動車に限る。
- イ 保安基準第 30 条第 1 項の基準に係る試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面
 - ロ 協定規則又は欧州連合規則に基づく認定証
 - ハ 車体において、協定規則に基づくマークが車両識別表示（車両データプレート）内か又はその近くに表示されていることを示す書面及び欧州連合指令に基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書（COC ペーパー）
 - ニ 細目告示第 118 条第 1 項第 3 号ロの基準に適合していることを証する書面であつて、当該自動車を製作した者が証明した書面
 - ホ 「道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領について（依命通達）」（令和 8 年 2 月 16 日付け国自基第 186 号、国自審第 2560 号）に規定する認定書の写し

2. 施行規則第 36 条第 6 項関係

「当該自動車が道路運送車両の保安基準第 31 条第 2 項の基準（同令第 58 条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成 10 年運輸省令第 67 号）による改正前の道路運送車両法施行規則第 62 条の 4 第 1 項の規定により、その

型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車にあっては、排出ガス検査終了証

- (2) (1) 及び施行規則第 36 条第 7 項に係る自動車以外のもの（大型特殊自動車を除く。）にあっては、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面又は次に掲げる書面。この場合において、保安基準第 58 条の 3 の規定に基づく認定を受けた自動車については、ホの規定によるものとする（ハ及びニに掲げる書面にあっては、協定規則第 154 号の要件が適用される自動車に限る。）。

イ 道路運送車両の保安基準第 55 条の規定により、同令第 2 条、第 4 条又は第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされたもの（以下「基準緩和車両」という。）及び三以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの（基準緩和車両を除く。）にあっては、同令第 31 条についての試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面

ロ 当該自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置が法第 75 条の 3 第 1 項の規定により装置の型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置と同一であるものにあっては、同一であることをその装置の型式について指定を受けた者が証明した書面

ハ 協定規則に基づく認定証

ニ 細目告示第 119 条第 1 項第 2 号及び第 4 号の基準に適合していることを証する書面であって、当該自動車を製作した者が証明した書面

ホ 「道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領について（依命通達）」（令和 8 年 2 月 16 日付け国自基第 186 号、国自審第 2560 号）に規定する認定書の写し

- (3) 大型特殊自動車にあっては、保安基準第 31 条についての試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面

3. 施行規則第 36 条第 7 項関係

第 3 号中の「試験の結果を記載した書面」とは、「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付け自審第 1255 号）に規定する輸入自動車特別取扱自動車届出済書をいう。

4. 2. における「公的試験機関」とは、国若しくは地方公共団体の附属機関（国立大学及び公立大学を含む。）又は公益法人であって、車両総重量 3.5 トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（以下「乗用車」という。）を除く。）の試験を行う場合には道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）別添 41「重量車排出ガスの測定方法」又はこれと同等と認められる測定方法による試験の用に供する設備を、車両総重量 3.5 トン以下のもの又は乗用車の試験を行う場合には細目告

示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」による試験の用に供する設備を、二輪自動車の試験を行う場合には細目告示別添 44「二輪車排出ガス試験の測定方法」による試験の用に供する設備を、道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号。以下「適用関係告示」という。）により細目告示に代えて適用すべきものとして適用関係告示に定める測定方法による試験の用に供する設備を、それぞれ有していると認められた機関をいう。

附則〔平成 11 年 4 月 22 日付け自環第 92 号〕

記 2. (2)の改正は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附則〔平成 18 年 6 月 27 日付け国自環第 53 号〕

この改正は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）別表第 2 第 6 号に掲げる自動車の範囲に該当するものにあつては、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 202 号国自環第 231 号〕

1. 本改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

附則〔令和 4 年 10 月 7 日国自基第 128 号〕

この改正は、令和 4 年 10 月 8 日から適用する。

附則〔令和 5 年 3 月 30 日国自基第 248 号〕

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔令和 6 年 9 月 20 日国自基第 83 号〕

この改正は、令和 6 年 9 月 22 日から適用する。

附則〔令和 8 年 2 月 16 日国自基第 187 号〕

この改正は、令和 8 年 2 月 16 日から適用する。

別紙

(関係自動車検査機関)

- ・独立行政法人自動車技術総合機構 理事長
- ・軽自動車検査協会理事長
- ・財団法人日本自動車輸送技術協会会長
- ・財団法人日本車両検査協会会長
- ・財団法人日本自動車研究所理事長

(関係団体)

- ・社団法人日本自動車工業会会長
- ・日本自動車輸入組合理事長
- ・社団法人日本自動車部品工業会会長
- ・社団法人日本自動車整備振興会連合会会長
- ・社団法人日本自動車販売協会連合会会長
- ・社団法人日本産業車両協会会長
- ・社団法人日本農業機械工業会会長
- ・社団法人日本建設機械化協会会長
- ・社団法人日本自動車車体工業会会長
- ・社団法人日本中古自動車販売協会連合会会長
- ・社団法人日本陸用内燃機関協会会長
- ・社団法人日本自動車機械工具協会会長
- ・公益財団法人東京都環境公社東京都環境科学研究所 所長